



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

新年ご挨拶

2016年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年が皆様にとって幸せな年となりますようお祈り申し上げます。

世の中の景気は少しずつ良くなると言われておりますが、全般的に中小企業または地方ではそれほどでもなく、業種、会社ごとの差が大きく現れているようです。このような状況の中で「本業の精神を忘れず、時代に合わせて変化（進化）していくこと」が大切ではないかと感じております。

今年からマイナンバー制度が始まります。お客様には、昨年末の「マイナンバーセミナー」や、担当者を通じての説明である程度ご理解いただけたと思います。

当事務所では、この取扱いについて、事務所入口セキュリティの実施、パーテーション等の設置、パソコンのファイヤーウォール設置、ログ取り等の実施、クラウド活用のナンバー保管、担当者の教育など、数々の施策を完了していつでもお客様のマイナンバーをお預かりする準備が整いました。

企業では、マイナンバーを社会保険、労働保険、所得税の関係で利用しますが、今後どのように拡大活用されるか未定のものもあります。政府が制度として始めた以上はマイナンバー法、その他関係法令に基づいて処理しなければなりません。

吉田労務管理センターは今年もきちんと体制を整えて、皆様のお役に立てるよう努力してまいります。何卒よろしく願いいたします。

所長 吉田雅一

平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の短時間労働者の適用拡大が行われます。

《適用拡大の5要件》

- ① **501人以上の企業**に勤めていること
- ② **週の所定労働時間が20時間以上**であること
- ③ **賃金の月額が8.8万円（年収106万円）以上**であること
- ④ **勤務期間が1年以上見込まれること**
- ⑤ **学生でないこと**

左記の①～⑤要件すべての要件に該当する短時間労働者が適用拡大の対象となります。

上記①の「501人以上の企業に勤めていること」については、現在の基準で**厚生年金保険の被保険者となっている者の数**で判断しますが、現在の適用事業所単位ではなく下記に示す単位で括られた範囲内の各適用事業所の人数を合計して判断することになります。

法人事業所・・・法人登記（会社法人等番号）単位 **個人事業所**・・・適用事業所単位
国・地方公共団体・・・各省各庁、各地方公共団体単位 **私学共済**・・・法人登記単位

●昭和12年4月1日以前に生まれた方（78歳以上の方）へのお知らせ

制度の仕組み

老齢厚生年金を受けている昭和12年4月1日以前に生まれた方（78歳以上の方）が、厚生年金保険の適用事業所にお勤めになっている場合には、報酬と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。（在職支給停止）

該当する方

次の①から③のすべてに該当する方の年金について、在職支給停止が適用されます。

- ①昭和12年4月1日以前に生まれた方
- ②適用事業所に常時お勤めの方
- ③過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方

※お勤めの事業所の事業主から「70歳以上被用者該当届」が年金事務所等に提出され、この届書に記載された報酬月額等に基づき、平成27年12月支払いの年金から支給停止額が計算されます。

※平成27年9月30日以前より引き続きお勤めしている方は、支給停止額に関する激変緩和措置（急激に年金額が下がらないようにする措置）が講じられます。

（報酬と年金の合計の10%が支給停止額の上限です。）

平成27年12月1日より任意継続の手続きが変わりました！

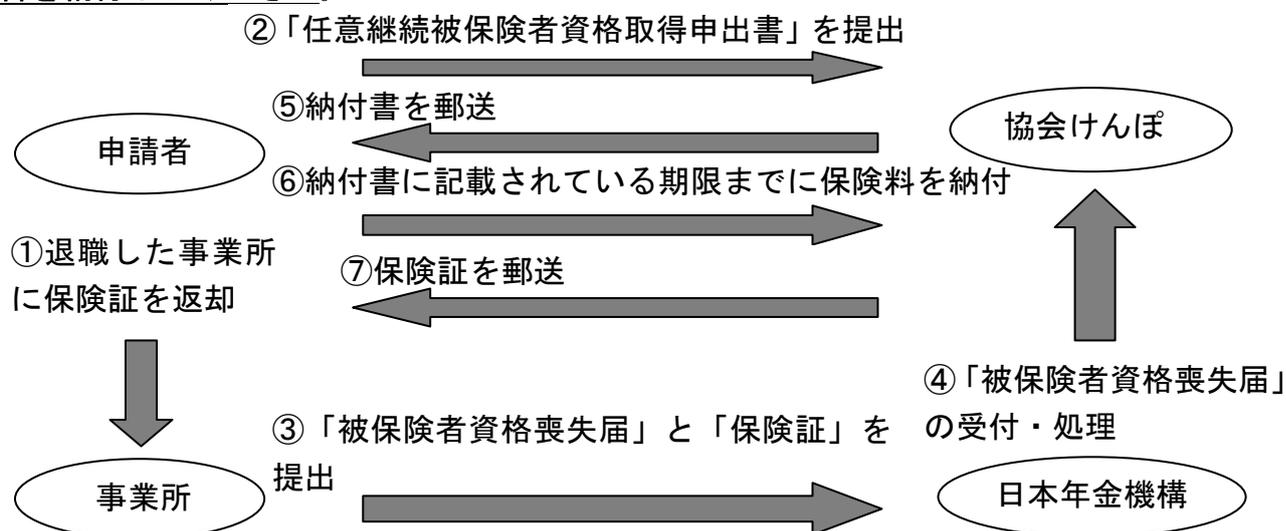
任意継続の保険証は初回保険料の納付確認後の交付に変更となります。

○変更後の任意継続加入手続きから健康保険証発行までの流れ

「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出後、協会けんぽで退職（喪失）データが確認できましたら、納付書を送ります。

（概ね2週間程度ですが、下記③④の処理が遅れると2週間を過ぎる場合もあります。）

納付確認後（納付から3～5営業日）に保険証を発送しますので、必ず納付期限までに保険料を納付してください。



※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせ下さい。